

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	3 - 6
法令名	森林法	根拠条項	6 6		
許認可等	水流における工作物の使用等に関する認可				
(根拠規定)					
(水流における工作物の使用等)					
第六十六条 森林から水流によつて木材若しくは竹材を搬出し、又は搬出する設備をする者は、その搬出又は搬出設備のため水流における他人の工作物を使用し、移動し、改造し、又は除却することが必要且つ適当であつて他の方法をもつて代えることが著しく困難であるときは、その工作物の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その工作物の所有者(所有者以外に権原に基きその工作物を使用する者があるときは、その者及び所有者)に対し、その工作物の使用、移動、改造又は除却に関する協議を求めることができる。この場合には、土地の使用及び収用に関するこの章の規定を準用する。					
(許認可等の基準)					
森林計画業務に係る審査基準、処分基準及び同意基準について(平成12年12月1日付け森第1095号農林水産部長通知)					
第1 申請に対する処分					
1 審査基準					
(2) 都道府県知事の処分に係る事項					
エ 法第66条の規定による水流における工作物の使用等に関する認可					
森林から水流によつて木材若しくは竹材を搬出し、又は搬出する設備を有する者が、その搬出又は搬出設備のため、水流における船つき場、網場等の他人の工作物を使用し、移動し、改造し、又は除去することを必要とする場合において、その必要性が認められ、かつ、使用することが適当であつて、他の方法をもつて代えることが著しく困難であるときは、その工作物の所有者(所有者以外に権原に基づきその工作物を使用する者があるときは、その者及び所有者)に対し、その工作物の使用、移動、改造又は除去に関する協議を求めることができる。					
上記の協議に関する認可に係る審査基準については、土地の使用権設定に関する基準(1の(2)のア)を準用する。					
(その他)					

